

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、労働局長から平成〇年〇月〇日付けで労災保険法第34条に基づく第2種特別加入者として承認を受け、大工として建築業務等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市内の自宅から自家用車を運転して住宅新築工事現場へ向かう途中、コンビニエンスストアに立ち寄った際、同ストアの駐車場内に止めていた自家用車の中でけいれん発作等を起こした（以下「本件出来事」という。）。請求人は、通行人の通報によってC病院に救急搬送され、「アルコール性てんかん」の傷病名により加療を受け、その後、DクリニックやE整形外科で「第9胸椎、第2腰椎圧迫骨折、末梢神経障害」（以下「本件傷病」という。）の傷病名により加療を受けた。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件出来事の様相について、請求人は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、「コンビニを出て、車に戻った時に倒れました。近くにいた人が救急車を呼んでくれたそうです。」と述べ、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、「コンビニエンスストアで朝食を購入後、駐車場に戻ったところ、けいれん発作を起こし、倒れ、背骨と腰骨を骨折しました。」と述べている。また、F消防署長は、平成〇年〇月〇日付け文書において、「現場到着時の傷病者の状態 体位：停車中の運転席で坐位で待機。主訴：頭重感及び、背部痛（痛みにあっては、胸椎圧迫骨折の部位が痛む。）（事案概要については、車内でてんかん発作を呈したものの。）」と回答し、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「受診の端緒：コンビニの駐車場において、自家用車停車中に奇声をあげて意識を失ったため当院に救急搬送された。」と述べている。

骨折の原因について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「胸腰椎に3カ所の圧迫骨折あり。第6胸椎、第2腰椎は陳旧性のもの。今回の背部痛の責任病巣は第9胸椎圧迫骨折。（中略）第9胸椎の圧迫骨折が生じたことは、資料でははっきりしないが、車内でのケイレン発作では考えにくい。恐らく乗る前に路上に倒れ受傷したものとする。」と述べている。

当審査会としては、請求人の供述や救急搬送時の状況等からみて、けいれん発作後の一連の経過の中で骨折が生じたことと推定することが妥当であると判断す

る。

(2) けいれん発作について、G医師は、上記意見書において、「傷病名確定診断の根拠について：診察中にてんかんを来し、既往にアルコール肝障害があることからアルコール性てんかんと診断した。当該傷病の発症機序：アルコール多飲に伴うもの。」と意見しており、H医師も、上記鑑定書において、「私病てんかんであると断定できる。」と意見している。

(3) 労災保険法においては、同法第2条の2の規定により「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に関して保険給付を行う。」とされており、通勤災害は通勤遂行性を前提として通勤起因性が認められる災害をいうものであるが、通勤遂行性が認められる場合であっても、当然に通勤起因性が認められるというものではなく、通勤と災害との間に相当因果関係があること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したものについて、通勤起因性が認められることとなる。

本件傷病は、請求人が有していた私病・素因（アルコール性てんかん）によるけいれん発作がたまたま通勤途上において起きたことにより受傷したものであって、通勤に通常伴う危険が具体化したものとは認められないことから、通勤起因性は認められない。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に発生した本件出来事と同じような状況で生じた災害が労災適用されたのに、本件傷病について労災適用されないのは不服である旨を主張しているが、平成〇年〇月〇日に発生した災害は、本件出来事とは別個の災害であり、上記判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。